

政令第三百三十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百一条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十二条第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金等に関する経過措置）

第七条 被保険者若しくは日雇特例被保険者若しくはこれらの者であった者又は被扶養者が平成二十一年

十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金又は家族出産育児一時金についての第三十六条の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

(船員保険法施行令の一部改正)

第二条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の分べんに係る出産育児一時金等に関する経過措置)

第七条 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に分べんしたときに支給する出産育児一時金又は家族出産育児一時金についての第十二条の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の表以外の部分中「第三十四条の五」を「第三十四条の六」に改める。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三の七中「第六十一条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第三十四条の五の次に次の一条を加える。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産費等に関する経過措置)

第三十四条の六 組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産費又は家族出産費についての第十一条の三の七の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第五条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の四中「第六十三条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第七十五条の二の次に次の一条を加える。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産費等に関する経過措置)

第七十五条の三 組合員若しくは組合員であつた者又は被扶養者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産費又は家族出産費についての第二十三条の四の規定の適用については、同条中「三十五万円」とあるのは、「三十九万円」とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。